

# 参 考 資 料

1. 東日本大震災と熊本地震における状況…………… 1
2. 都道府県における災害対策の流れでみる災害救助法の位置づけ… 2
3. 権限移譲後における災害対応の展開 ……………… 3
4. 権限移譲された指定都市と都道府県との連絡体制のイメージ…… 4

# 東日本大震災と熊本地震における状況

## 東日本大震災における仙台市と宮城県の主張

### (仙台市)

- ・ プレハブ応急仮設住宅の建設に当たり、県内市町との均衡確保を理由に事務委任されず、用地が確保できていたにもかかわらず、着工が遅れた。
- ・ 後日、特別基準が認められたが、救助の迅速さを最優先するため食品供与について一般基準を超える食料提供を独自で決定した。

### (宮城県)

- ・ この事例は権限がないためではなく、仙台市での用地選定が思うように進まなかつことにより、建設に時間を要したものと承知している。
- ・ 救助の基準について、これまで国には弾力的な運用を求めており、現行制度でも、適宜指定都市から国に、直接特別協議できる運用とすれば権限移譲の課題には当たらない。

## 熊本地震における熊本市と熊本県の主張

### (熊本市)

- ・ 救助事務の詳細な内容とそれに対する役割分担の明確化が必要ではないか。
- ・ 災害発生後、弾力的運用を必要とする事務に関する協議方法の制度化が必要ではないか。

### (熊本県)

- ・ 災害救助の権限上の支障は発生していない。
- ・ 広域的な災害における被災者への支援には公平さが必要であり、県の権限に一元化は必要である。
- ・ 国、広域自治体、基礎自治体の役割分担については慎重な検討が必要である。
- ・ 弾力的運用の判断を都道府県に委ねるべき。

- 指定都市と都道府県の主張は反しており、判断はつけがたい。
- しかし、大災害が発生後に、指定都市と包括都道府県間で意見の相違があり、その根底には、特別基準の協議方法の在り方や権限／委任の在り方にあると思料されるところである。

## 都道府県における災害対策の流れでみる災害救助法の位置づけ

### <指揮統制>

- 指揮調整
  - 市町村、他の都道府県への応援要請
  - 自衛隊への応援要請
  - 内閣府への情報提供
  - 組織間連絡調整
  - 災害広報
- など

### <対策立案>

- 地域防災計画の策定
- 災害対策本部の設置
- 災害情報の収集体制の構築  
(定期的な報告体制の構築)
- 入山規制、立入禁止などの安全管理情報の収集
- 災害対応の計画・立案 など

### <資源管理>

- 関係機関からの人的支援の配分
  - 都道府県内の物資調達・供給の調整
  - 緊急輸送ルートの確保
  - 市町村事務体制のバックアップ
- など

### <警報・避難>

- 災害警戒本部の開設
  - 警報等の収集・伝達
  - 避難勧告等の情報収集
- など

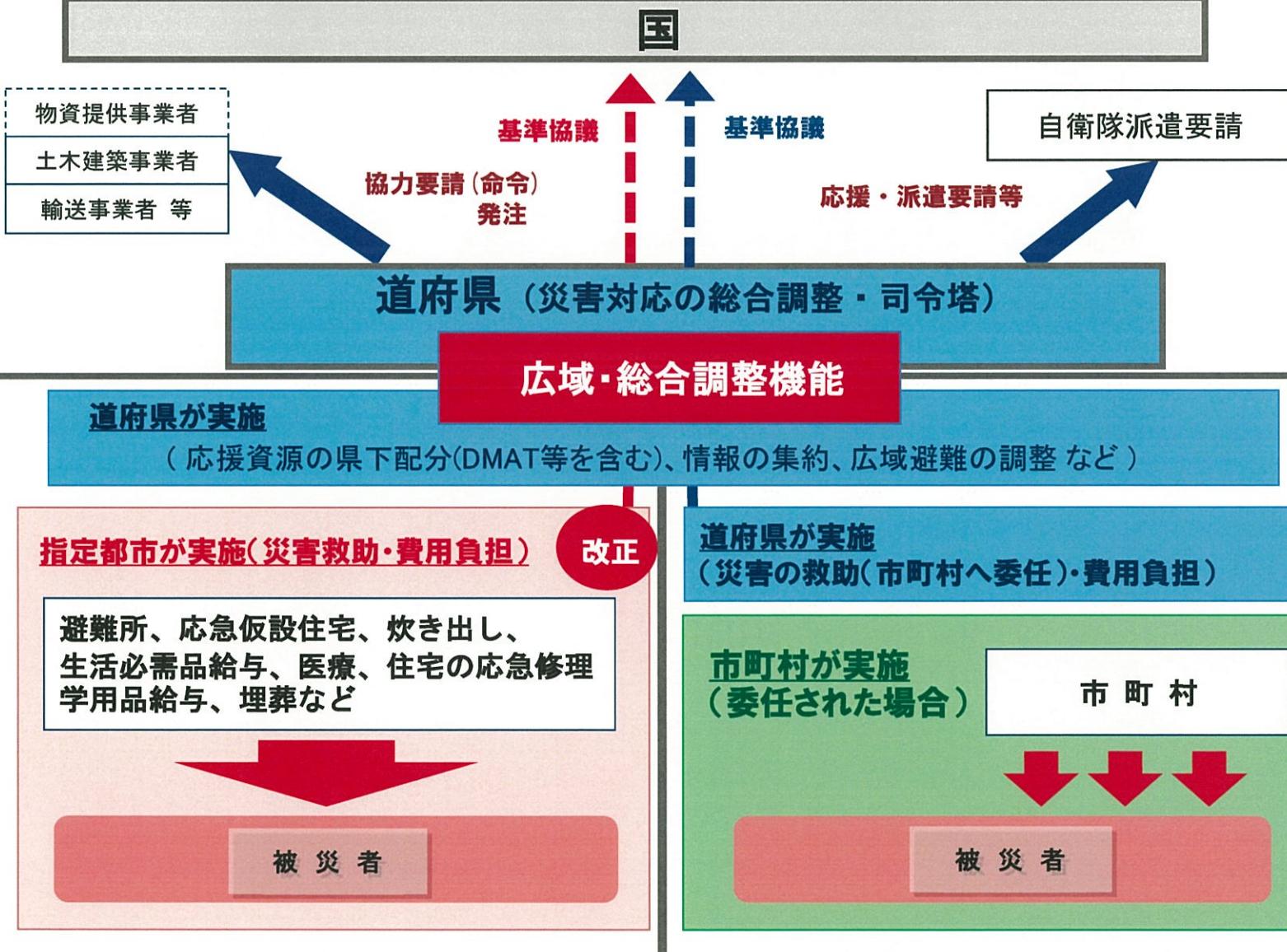
### <応急活動>

- 災害情報の収集・連絡
  - 救助・救急、医療
  - 孤立地域の解消
  - 帰宅困難者対策
  - ライフラインの復旧
  - 災害廃棄物の処理
  - 市町村による応急措置の代行
- など

### <被災者支援>

- 災害救助法の適用  
(応急仮設住宅の提供・管理等)
  - 保健衛生・防疫
  - 避難生活支援
  - 弔慰金・義援金・見舞金等の支給
- など

## 権限移譲後における災害対応の展開



## 権限移譲された指定都市と都道府県との連絡体制のイメージ

### (フェーズ1)

政府現地対策本部など、政府の連絡調整窓口が設置されている場合

- 発災直後は、政府機関、都道府県などの関係者との情報交換などのために、連日にわたり連絡会議が開催されることが通例。
- この連絡会議に、救助主体である指定都市も参加させ、災害救助法適用の判断、国への特別基準協議の内容を情報共有するシステムを構築。

### (フェーズ2)

政府現地対策本部など、政府の連絡調整窓口が閉鎖された場合

- 特別基準の協議は、電話とメールで実施されることが通例。（電話で一報があった場合は、状況が落ち着いた時点で電話と同じ内容のメールの送信を依頼することが通例）
- 電話の内容を都道府県の担当者に伝達、また、メールの場合は都道府県の担当者と同報することにより、確実に情報共有するシステムを構築。

情報共有のシステム化により、都道府県の広域調整権を確実にするとともに、迅速な救助の実施が可能に